

M S S A

一般社団法人 宮城県警備業協会
〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目4番11号
Tel 022-371-0310 FAX 022-773-6466
info@mssa.jp
http://www.mssa.jp



令和7年9月8日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

令和7年「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」の実施について（ご案内）

令和7年秋の交通安全運動が別添のとおり9月21日（日）から9月30日（火）まで開催されます。加盟会員の皆様のご協力をお願いいたします。

秋の交通安全運動のチラシ

県内の交通事故発生状況(令和7年上半期)

区分	発生件数	死亡事故		負傷事故	
		件数	割合	件数	割合
全県	1,753	18	1.0%	228	13.0%
仙台市	1,708	23	1.3%	222	13.0%
他県	45	0	0.0%	6	1.3%
平均	2.5	0.2	0.0%	0.3	0.0%

夕暮れ時から夜間、早朝の交通事故を防ごう

～見えないを 見えるに変える 反射材～

夕暮れ時は、周囲の視界が徐々に暗くなり、自転車や自動車、歩行者などの発見がお互いに遅れたり、距離や速度が分かりにくくなります。県内では、夕暮れ時から夜間、早朝にかけて、交通事故が発生する傾向にあります。ドライバーは、前照灯の早め点灯を行い、歩行者や自転車利用者は明るい服装をしたり、反射材・ライトを装着し、自分の存在を周囲に知らせるようにしましょう。

自転車の交通安全ルールを守ろう

～ヘルメット かぶるあなたは かっこいい～

- 過去5年間(令和2年～令和6年)の自転車乗車中の死者のうち、ヘルメットを着用していた人の割合はほぼ9.4%にすぎず、ヘルメット非着用死者は20人にのぼります。
- 令和5年に実施した自転車ヘルメット着用状況の全国調査で、宮城県のヘルメット着用率は13.1%と、全国平均(17.0%)を下回っています。

みんなでかぶろう ヘルメット

交通事故の被害を軽減するためには 頭部を守ることが重要です!

自転車安全利用5則

- ① 車道が原則、左側を進行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では番号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

一般社団法人宮城県警備業協会
専務理事 高橋 直嗣